

農業委員会会議録（概要）

会 議 名	7月定例農業委員会																											
開 催 日 時	平成21年7月22日（水）午前9時から午前9時30分まで																											
開 催 場 所	愛西市役所立田庁舎 3階 第一会議室																											
出 欠 席 者	別紙のとおり																											
協 議 事 項 等	<p>●協議事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議案第10号</td> <td>農地法第3条</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議案第11号</td> <td>農地法第4条</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議案第12号</td> <td>農地法第5条</td> <td style="text-align: right;">7件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">決定第4号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">専決報告</td> <td>農地法第4条第1項第5号</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">専決報告</td> <td>農地法第5条第1項第3号</td> <td style="text-align: right;">6件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">専決報告</td> <td>現況証明願</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">報 告</td> <td>農地法第4条関係取消願</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">報 告</td> <td>農地法第5条関係取消願</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> </table>	議案第10号	農地法第3条	4件	議案第11号	農地法第4条	3件	議案第12号	農地法第5条	7件	決定第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	3件	専決報告	農地法第4条第1項第5号	1件	専決報告	農地法第5条第1項第3号	6件	専決報告	現況証明願	2件	報 告	農地法第4条関係取消願	1件	報 告	農地法第5条関係取消願	1件
議案第10号	農地法第3条	4件																										
議案第11号	農地法第4条	3件																										
議案第12号	農地法第5条	7件																										
決定第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	3件																										
専決報告	農地法第4条第1項第5号	1件																										
専決報告	農地法第5条第1項第3号	6件																										
専決報告	現況証明願	2件																										
報 告	農地法第4条関係取消願	1件																										
報 告	農地法第5条関係取消願	1件																										
公開／非公開の別	公開																											
非公開の理由	—																											
傍 聴 人 の 数	0人																											
会 議 資 料	議事日程 議案書及び地図																											
審 議 経 過	別紙のとおり																											

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出	会 長	日 永 熙	
出	副 会 長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出	副 会 長	加 藤 勘 治	
出	副 会 長	吉 川 靖 雄	
欠	委 員	服 部 多惠子	
出	委 員	荻 巢 征 夫	
出	委 員	野 口 隆	
出	委 員	藤 原 智	
出	委 員	加 藤 薫	
出	委 員	水 谷 善 一	
出	委 員	黒 田 國 昭	
出	委 員	中 野 英 孝	
出	委 員	鈴 木 義 英	
出	委 員	濱 田 恒 雄	
出	委 員	蜂須賀 時 夫	
出	委 員	伊 藤 幹 雄	
出	委 員	服 部 勝 明	
出	委 員	横 井 博 昭	

	役 職	氏 名	備 考
出	委 員	立 松 春 雄	
出	委 員	加 藤 清 治	
出	委 員	小 林 義 昭	
出	委 員	辻 義 則	
出	委 員	三 輪 清 博	
出	委 員	村 上 守 國	
出	委 員	野 口 ゆきゑ	
出	委 員	井戸田 幸 夫	
出	委 員	安 田 秀 樹	
出	委 員	佐 藤 武 司	
出	委 員	古 野 正 史	
出	委 員	石 垣 謙 治	
出	委 員	野 田 峯 和	
出	委 員	堀 田 重 孝	
出	委 員	服 部 政 良	
出	委 員	植 田 秀 夫	
出	委 員	中 島 義 雄	
出	委 員	伊 藤 宗 雄	
出	委 員	古 江 寛 昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	大 島 静 雄
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
係 長（事務担当）	鷺 尾 和 彦

発言者	内 容																												
会長	<p>1. 平成21年7月22日、農業委員会は立田庁舎3階第一会議室に招集された。</p> <p>2. 出席・欠席委員は別紙のとおり</p> <p>3. 本委員会の書記は次のとおりである。 課長補佐（事務担当） 鷲野 継久</p> <p>4. 協議事項は、次のとおりである。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">議案第10号 農地法第3条</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td>議案第11号 農地法第4条</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>議案第12号 農地法第5条</td> <td style="text-align: right;">7件</td> </tr> <tr> <td>決定第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>専決報告 農地法第4条第1項第5号</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>専決報告 農地法第5条第1項第3号</td> <td style="text-align: right;">6件</td> </tr> <tr> <td>専決報告 現況証明願</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>報 告 農地法第4条関係取消願</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>報 告 農地法第5条関係取消願</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">開 会（午前9時00分）</p> <p>会長あいさつ 本日の出席者数は36名で、定足数に達しておりますので、只今より7月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、本日の議事録署名者を私より指名致します。 議席番号24番 井戸田 幸夫(イドタ ユキオ)委員、議席番号25番 安田 秀樹(ヤスダ ヒデキ)委員を指名します。 それでは、只今より議事日程に基づき議案審議に入ります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">議案第10号 農地法第3条</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td>議案第11号 農地法第4条</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>議案第12号 農地法第5条</td> <td style="text-align: right;">7件</td> </tr> <tr> <td>決定第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>専決報告 農地法第4条第1項第5号</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> </table>	議案第10号 農地法第3条	4件	議案第11号 農地法第4条	3件	議案第12号 農地法第5条	7件	決定第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	3件	専決報告 農地法第4条第1項第5号	1件	専決報告 農地法第5条第1項第3号	6件	専決報告 現況証明願	2件	報 告 農地法第4条関係取消願	1件	報 告 農地法第5条関係取消願	1件	議案第10号 農地法第3条	4件	議案第11号 農地法第4条	3件	議案第12号 農地法第5条	7件	決定第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	3件	専決報告 農地法第4条第1項第5号	1件
議案第10号 農地法第3条	4件																												
議案第11号 農地法第4条	3件																												
議案第12号 農地法第5条	7件																												
決定第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	3件																												
専決報告 農地法第4条第1項第5号	1件																												
専決報告 農地法第5条第1項第3号	6件																												
専決報告 現況証明願	2件																												
報 告 農地法第4条関係取消願	1件																												
報 告 農地法第5条関係取消願	1件																												
議案第10号 農地法第3条	4件																												
議案第11号 農地法第4条	3件																												
議案第12号 農地法第5条	7件																												
決定第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	3件																												
専決報告 農地法第4条第1項第5号	1件																												

	<p>専決報告 農地法第5条第1項第3号 6件 専決報告 現況証明願 2件 報 告 農地法第4条関係取消願 1件 報 告 農地法第5条関係取消願 1件</p>
事務局	<p>事務局から議案第10号 農地法第3条 4件についての説明をお願いします。 農地法第3条1番～4番説明</p>
会長	<p>議案第10号 農地法第3条 4件について、質疑に移ります。 では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ですので、許可することに決定します。 事務局から議案第11号 農地法第4条 3件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条1番～3番説明</p>
会長	<p>議案第11号 農地法第4条 3件について、質疑に移ります。</p>
委員	<p>質問ではないが。議案番号1番の説明として、5条の取り消し関係がありました たが、その関連を説明してください。</p>
事務局	<p>13ページに、5条関係取り消し願について、当初21年4月に親子間での分 家住宅の計画がありましたが、本年4月に一端許可したものを取り消し、親の 自己用住宅として、申請地は変更なく分家住宅は断念し、内容を変更し5条と して申請がありました。</p>
委員	<p>農振除外についての理由が明らかに違うが問題ないか。</p>
事務局	<p>息子さんの申請で分家住宅ということで開発の許可申請をだされたが、まだ若 く金融機関からお金が借りられない事情があり、申請地は一端許可をとってい るし、どうしても家がほしいと言うことで父親が申請人として自己用住宅に理 由を変更しております。以上です。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ですので、県へ進達することに決定いたします。</p>
	<p>続きまして、議案第12号 農地法第5条 7件について一括上程いたします。 なお、議案番号2番、委員関係の案件のため、先に審議を進めさせていただき</p>

	<p>ますので、関係委員には退室をお願いします。</p> <p>それでは事務局より、農地法第5条の議案番号2番の説明をお願いします。</p>
事務局	議案番号2番説明
会長	<p>議案第12号 農地法第5条の議案番号2番について、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>関係委員の入室をお願いします。</p> <p>それでは、議案第12号 農地法第5条、議案番号1番から順次説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条、議案番号1番から順次説明</p> <p>なお、議案番号7番については、取下げ願いが提出されました。地元の調整がつき次第、再度申請するのでお願いしたいとのことです。</p>
会長	議案第12号 農地法第5条 6件について、質疑に移ります。
委員	議案番号1番の関係ですが賃借権の設定ですが何年の設定にされているのかということと、前にも出ていたのですが、話し合いで賃借権設定でなければ借りれないとのことで、この様になったのですか。
事務局	<p>経緯ですが、既存の会社名で、工場を建てたいと申請を先月、先々月とありましたがそれを取り下げ、新しい会社をおこし関連工場というかたちで、建てるという計画になりました。</p> <p>農地法的には問題のない場所ですが、都市計画の開発関係で、同じ会社での増築はできず、関連工場で同じ業種内容の工場であれば建てれるということで、新会社を設立してからの申請となりました。賃借権の内容の理由ではないです。</p>
委員	都市計画法で規制があるのですか。
事務局	<p>線引以前、昔から工場やっている方であればいいが、この会社がいつから設立されているかわからないが、そういう場合だと関連工場でないと出来ない。メニューがないので新たに会社をおこし、都市計画法の指導のもと、変更が行われたと聞いております。</p> <p>賃借権は20年です。</p>

委員	わかりました。
会長	では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ですので、県へ進達することに決定いたします。 続きまして事務局から 決定第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定 3件の説明をお願いします。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定3件説明
会長	決定第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定 3件について、質疑に移ります。 では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ですので、異議なしと認められますので申出のとおり、市へ答申することに決定いたします。 続きまして事務局から 専決報告 農地法第4条第1項第5号 1件 専決報告 農地法第5条第1項第3号 6件 専決報告 現況証明願 2件 報 告 農地法第4条関係取消願 1件 報 告 農地法第5条関係取消願 1件 の説明をお願いします
事務局	農地法第4条第1項第5号 1番説明 農地法第5条第1項第3号 1～6番説明 現況証明願 1～2番説明 農地法第4条関係取消願 1番説明 農地法第5条関係取消願 1番説明
会長	それでは、質疑に移ります。
委員	現況証明の調書の見方ですが、お尋ねします。 中ほどに土地の所在、地目、台帳現況と記載されています、例えば2番の場合、畑、宅地となっているが、地目が畑なのか、台帳が畑なのかどのように見ればいいのか教えてください。
事務局	委員の質問ですが台帳の調書の見方ですが2番、善太新田町の方、登記地目が畑で現況が既に宅地と見ていただきたいと思います。

委員	わかりました。地目が畑と言いますと要するに農地転用せずに建物を作ったと言う事で、違法建築と言うわけですか。
事務局	農地法違反です。
委員	そうしますと、たまたま3ページの議案番号3番、資材置き場として18㎡が今回申請されてますが、これは同一申請者という理解の下で、主たる施設については、違法な手続きが出ていると、これにあわせて今回こういう事案が出てきた場合も許可するのかどうかを参考に聞きたい。
事務局	<p>今のご質問、同じ同筆で片方は現況証明、片方は5条で申請ということについてですが、現況証明は20年以上そちらに工作物、建物が建っている場合、公的な証明があれば、20年以上すでにそこに建物が立って利用されていると言う明らかな証明があれば、農地法の許可を得ずに現況証明願という形で許可が出来ることになっています。</p> <p>5条のところにつきましては、同じ土地の隣であります資材置き場で、建物が建っていないということで、公的な20年以上前から使っていると言う証明が出ないと言うことで、5条で許可の申請が出てきたと言うことであります。</p> <p>20年以上、現に建物が違法の場合でも、20年以上農地法の許可を得ずに建築物等を建てても、評価証明等公的な証明書があれば、現況証明願ということで、農地外にかえられるという制度があるということでそちらを利用されたと言うことです。</p>
委員	証明書を発行する行政庁としては、20年以上経ったおるから暗黙の了解で、見過ごしていたということですが、始末書を添付させるとか、二度とやらないというような、何か制裁を加える制度はないか。
事務局	制裁はできるかわかりませんが、始末書は添付させております。
会長	その他ありませんか。
委員	<p>8ページの農地法第4条届出関係ですが、店舗の関係と駐車場の関係で、ここはちょうど愛西市プラザ付近で、事故が多く安全対策をしっかりとお願いしたい。</p> <p>どれくらいの店舗ですか</p>
事務局	1棟の98㎡です。
委員	9ページの議案番号2番の須依町元屋敷ですが、朝通ったら東側埋め立てていたが許可がでてないのに、田んぼを埋めてあったが何かやるみたいだが指導する必要があるのでは。

事務局

一度調べて、申請が出ていなければ指導したいと思います。

委員

お願いします。

会長

それでは賛成の方は、挙手をお願いします。
賛成多数ですので、全議案可決、承認をいただきました。これを持ちまして、
定例農業委員会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

閉 会（午前9時30分）

この議事録内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成21年 7月 22日

会 長 日永 熙

議事録署名者

議席番号24番委員 井戸田 幸夫

議事録署名者

議席番号25番委員 安田 秀樹

八開代表	その他 ・ 八開地区農地パトロール報告 農地パトロール報告
事務局長	・ 農地パトロール次回7月27日(月)佐織地区開催 佐織庁舎2階第二委員会室に午後1時30分集合 佐屋地区 8月25日(火)予定 第2委員会室 ・ 次回委員会の開催日 8月20日(木)午前9時の予定 ・ 農業委員会委員・職員等研修会 9月2日(水)稲沢市民会館立田庁舎駐車場に12時30分集合 ・ 2010年世界農林業センサスがございます。調査員につきましては実行組合長さんなどで計画しています。よろしくご協力お願いします。